

○福岡県職員倫理条例（平成13年12月21日）抜粋

（目的）

第一条 この条例は、職員の職務に係る倫理の確立に資するため必要な事項を定めることにより、職務の執行の公正さを確保するとともに、県民福祉の増進に奉仕するという職員の意識を高め、もって公務に対する県民の信頼を確保することを目的とする。

（基本的心構え）

第三条 職員は、県民全体の奉仕者であり、県民の一部に対してのみの奉仕者でないことを自覚し、常に公正な職務の執行に当たらなければならない。

2 職員は、その使命を自覚し、県職員としてふさわしい品位と能力を養い、常に良識ある行動をしなければならない。

3 職員は、福岡県を愛する心を持ち、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現に全力で取り組まなければならない。

（倫理行動規準）

第四条 職員は、前条の基本的心構えの下に、次に掲げる事項をその職務に係る倫理の確立を図るために遵守すべき規準として、行動しなければならない。

一 職員は、職務上知り得た情報について県民の一部に対してのみ有利な取扱いをする等県民に対し不当な差別的取扱いをしてはならないこと。

二 職員は、常に公私の別を明らかにし、いやすくもその職務や地位を自らや自らの属する組織のための私的利益のために用いてはならないこと。

三 職員は、法律又は条例により与えられた権限の行使に当たっては、当該権限の行使の対象となる者からの贈与等を受けること等の県民の疑惑や不信を招くような行為をしてはならないこと。

四 職員は、職務の遂行に当たっては、公共の利益の増進を目指し、全力を挙げてこれに取り組まなければならないこと。

五 職員は、勤務時間外においても、自らの行動が公務の信用に影響を与えることを常に認識して行動しなければならないこと。

六 職員は、自己啓発に努め、職務の遂行に必要な能力の開発及び向上を図らなければならないこと。

七 職員は、県民との対話に心がけ、県民に対して常に誠実に接しなければならないこと。

八 職員は、幅広い視野と進取の精神を持って、積極的に職務に取り組まなければならないこと。

九 職員は、公費の適正かつ効率的な執行を行い、最小の経費で最大の効果を上げるよう努めなければならないこと。

（管理監督職員の役割）

第五条 職員を管理監督する任にある者は、その職責の重要性を自覚し、職員の職務に係る倫理の保持を図るため、部下職員に対して適切な指導及び監督を行うとともに、部下職員の能力の開発及び向上に努めなければならない。

飲酒運転をしないための3つのルール

福岡県教育委員会

飲酒前には、「飲んだ後は車を置いて帰ろう」、「代車で帰ろう」と考えていても、飲酒後は判断力が低下し、正常な判断ができない恐れが非常に高くなります。

このため、次の3点を遵守し、飲酒運転防止を徹底しましょう。

1 お酒を飲む日は車を使用しない

- ・ 公私を問わずお酒を飲む日は、原則自家用車を使用せず、公共交通機関等を利用してください。
- ・ 当然、自宅の最寄り駅に駐車した後、公共交通機関を利用することも控えてください。

2 当日車を使用している人を飲み会に誘わない

- ・ 飲み会に誘う場合は、相手が車を使用していないことを必ず確認してください。

3 日頃から節度ある飲酒を心がける

- ・ 特に翌日に運転予定がある場合は、飲酒量を控えるようにしましょう。

※ 体重60kgの人がビール500ml（中ジョッキ1杯程度）のアルコールを処理するためには、約4時間かかります。

（処理時間は目安です。体質、体調によっては更に時間がかかります。）

不祥事の防止について

教職員による不祥事は、県民の公教育に対する信頼を失墜させる、極めて深刻な問題です。

公務員は全体の奉仕者としての性格を有することから、地方公務員法をはじめとする法令により、厳しい服務規律が定められており、勤務時間中はもとより、私生活においても、常にその責任を自覚して行動し、法令遵守は言うまでもなく、県民に対して疑惑や不信を招く行為についても厳に慎み、厳しい倫理観や規範意識を持って行動しなければなりません。

特に、教育に携わる公務員は、子どもたちを教え導く立場にあり、その人格形成に多大な影響を及ぼすということを肝に銘じ、**絶対に不祥事を起こさないという決意をもって行動してください。**

2・3ページには、不祥事防止の一助となるよう、チェックリストを掲載しております。このチェックリストを活用して自らの行動や意識を再確認し、不祥事防止に向けた取組を進める契機としてください。

また、4ページには不祥事を起こした場合にどのような影響があるかをまとめています。

万が一不祥事を起こすとどうなるか、自分に置き換えて考えてみてください。

なお、懲戒処分を行った場合は、記者発表を行うほか、県のホームページにも掲載します。

不祥事防止のためのチェックリスト

	はい	いいえ
勤務時間の内外を問わず、児童・生徒、保護者、県民からの厳しい視線が注がれていることを認識し、常に法令やルールを遵守している。	☐	☐
「この程度なら大丈夫だろう」といった考えで行動することはない。	☐	☐
その行動がもたらす結果や責任の重さをよく考えてから行動するようにしてください。	いいえと回答した方は・・・	
他者との関わりにおいて、相手方の人権や個人としての尊厳を侵害しないよう配慮している。	☐	☐
衝動的な感情や欲求をコントロールできている。	☐	☐
怒りの感情をコントロールできないと、暴力事件や体罰につながりかねません。「深呼吸する」など、怒りをコントロールする方法を自分なりに考えておきましょう。 また、衝動的な欲求はわいせつ行為等の原因となります。欲求にまかせた行動がもたらす結果（刑罰等）や被害者感情を考えて行動してください。	いいえと回答した方は・・・	
不祥事を他の学校のこと、他人事ではなく、自分自身のこととして考えている。	☐	☐
他の教職員の言動に気になることがあれば黙認せず、直接注意したり、管理職へ報告したりしている。 不祥事は、引き起こした本人にも大きな不利益をもたらします。周囲の一言で不祥事の芽をつむことができれば、その職員を助けることにもなります。職場の人間関係などから躊躇する方もおられると思いますが、自分の周りから決して不祥事を発生さないという意識を持って行動していただくよう、お願いいたします。	いいえと回答した方は・・・	
普段の生活の中でストレスをためない工夫をしている。 ストレスは心身の健康を害するおそれがあるだけでなく、不祥事の原因にもなり得ます。悩みことは家族や友人、同僚、上司などに相談したり、趣味の時間を設けるなど、上手にストレスを発散するようにしてください。	いいえと回答した方は・・・	
過度の飲酒や遊興にふけったり、無理な借金をするなど教育公務員としてふさわしくない行為を行わないよう日頃から心掛けている。 特に過度の飲酒は、理性を麻痺させ、飲酒運転や暴力行為などにつながるおそれがあります。普段から節度ある飲酒を心がけてください。	いいえと回答した方は・・・	
教職員は児童・生徒の人格形成を支援する重大な責務を担っているという自覚を持っている。	☐	☐
不祥事を起こした場合、教育全体、学校、児童・生徒、保護者、家族、自らのその後の生活等に対して取り返しのつかない重大な影響を及ぼすことを認識している。	☐	☐

※ 「いいえ」が一つでもあった場合は意識や行動を見直してください。

性的非行の撲滅に関するチェックシート

区分	No.	チェック項目
全職員	1	勤務時間外であっても、公務員として、高い倫理観のもと、自らの行動を厳しく律するよう心がけていますか。
	2	県教育委員会による過去10年間の懲戒処分の行為の類型の中で、性的非行（わいせつ行為等）の件数が最も多いことを知っていますか。
	3	性的非行に対しては、「免職」を含め、より厳格に対処されることを知っていますか。
	4	性的非行により懲戒処分を受けた場合の影響（自身や家族に対する誹謗中傷等の精神的苦痛及び経済的損失、家庭崩壊、公教育に対する信用失墜等）を理解していますか。
	5	痴漢や盗撮、下着窃盗といった性的非行は、被害者の心に大きな傷を負わせる犯罪行為であることを理解していますか。
	6	自分の家族や大切な人が性的非行の被害者になった場合を想像したことがありますか。
	7	性的非行をはじめとする不祥事案に対し、自分には全く関係がないと思っていませんか。
	8	刑法では、13歳未満の児童に対しては、たとえ合意があっても強制わいせつ罪になることを知っていますか。
	9	福岡県迷惑行為防止条例で、公共の場所等において、正当な理由がないのに、人に著しくしゅう恥させ、又は人に不安を覚えさせるような方法で、「他人の身体に直接又は衣服の上から触れること」、「他人が着用している下着等をのぞき見し、又は撮影すること」「卑猥な言動をすること」が禁止されていることを知っていますか。
	10	福岡県青少年健全育成条例で、「青少年（18歳未満の者）に対し、いん行又はわいせつな行為を行うこと」が禁止されていることを知っていますか。
	11	福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例において、「県職員は、県民に範を示すべき立場を深く自覚し、基本理念のっとり自らの認識と行動を厳しく律するとともに、性暴力を根絶し、被害者も加害者も出さない社会、性暴力を許さず、被害者に寄り添う心を共有する社会をつくるとの固い決意をもって、性暴力の根絶に率先して取り組むものとする。」と規定されていることを知っていますか。
	12	職場で疎外感を感じている者がいないか等、周囲の職員に対する目配りを意識していますか。
管理職員	13	性的事案に関する法令（刑法、軽犯罪法、ストーカー行為等の規制等に関する法律、福岡県迷惑行為防止条例、福岡県青少年健全育成条例、福岡県性暴力根絶条例など）の内容について理解していますか。
	14	勤務時間外といえども所属職員が罪を犯した場合であって、必要な防止措置を怠っていたときには、管理監督責任を問われることがあることを知っていますか。
	15	日頃から所属職員との意思疎通を心がけ、心身の不調の兆し等所属職員の変化を見逃すことがないよう、目配りを意識していますか。
	16	所属職員が悩み事などを相談しやすい環境づくりに配慮していますか。
	17	公務員の性的非行等の不祥事案の新聞記事等を職員に周知するようにしていますか。

※ 性別に関わらず、全職員への配布をお願いします。

もし不祥事を起こしたら・・・あなた自身のこととして想像してみてください。

家族への影響

重大な不祥事を起こした場合、家族の社会生活や学校生活にも深刻な影響を及ぼし、家族が離散してしまうケースも珍しくありません。

- 事例 ○ 自宅への非難の電話や嫌がらせが相次ぎ、転居せざるを得なくなった。
○ 家族の勤務先に報道関係者が取材に訪れ、勤務先を辞めざるを得なくなった。
○ 冠婚葬祭など、親戚の集まりに出席できなくなった。

学校や同僚への影響

不祥事が発生すると、次のような業務が必要となり、ただでさえ多忙な学校現場に、多大な負担を生じさせることになります。

- 児童生徒・保護者・地域住民への説明会の開催
○ 報道機関からの取材への対応
○ 外部機関とのやり取り など

こうした業務は児童生徒の教育に直接関わるものではないだけに、徒労感や消耗感は特に大きくなります。

児童生徒・保護者・地域への影響

教職員による不祥事は、子どもたちや保護者、地域の信頼を裏切り、これまでに築き上げてきた関係を一瞬で失わせます。同僚職員は、子どもたちや保護者、地域の厳しい目に耐えながら、長い時間をかけて信頼回復を図らなければなりません。

また、担任や時間割の変更など、子どもたちの学校生活にも少なからず影響を及ぼし、何より、信頼していた先生に裏切られたという思いは子どもたちに深い心の傷を与えます。

生計への影響

懲戒免職や禁固以上の刑に処せられたこと等による失職の場合、原則退職手当は支給されません。また、公務員の不祥事に対する世間の目は非常に厳しく、再就職は簡単ではありません。

刑事上の責任

犯した行為によっては、法令により次のような刑罰に処せられる場合があります。

(例) わいせつ行為	強制わいせつ罪（刑法）… 6 月以上 1 0 年以下の懲役 児童買春（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律） … 5 年以下の懲役又は 3 0 0 万円以下の罰金 青少年へのわいせつ行為（県青少年健全育成条例） … 2 年以下の懲役又は 1 0 0 万円以下の罰金
	盗撮行為（福岡県迷惑行為防止条例）… 1 年以下の懲役又は 1 0 0 万円以下の罰金
	飲酒運転 酒酔い運転… 5 年以下の懲役又は 1 0 0 万円以下の罰金
	体罰 暴行罪… 2 年以下の懲役若しくは 3 0 万円以下の罰金又は拘留若しくは科料

※ なお、禁固以上の刑に処せられた場合は、自動的に公務員としての職を失い、教員免許状も失効します。

民事上の責任

被害者から、物質的・精神的損害の補償として多額の金銭等を求められる場合があります。

懲戒処分

地方公務員法及び「懲戒処分の指針（福岡県教育委員会）」に基づき、免職、停職、減給、戒告の懲戒処分を受けます。

(例) わいせつ行為	児童生徒に対するわいせつ行為…免職 1 8 歳未満の者に対する淫行又はわいせつ行為…免職又は停職 盗撮等の卑わいな言動…免職又は停職
飲酒運転	酒酔い運転…免職 酒気帯び運転…免職又は停職
体罰	体罰により児童生徒を負傷させた場合…停職、減給又は戒告

※ なお、免職となった場合、教育職員であれば教員免許状も失効します。

・・・その他にもどのような影響があるか、自分に置き換えて考えてみてください。

教職員のSNS等利用に関する基本方針(概要版)

- オンラインを活用した教科指導、学級運営や部活動指導上の簡易な連絡など、SNS等(注1)を利用して児童生徒へ業務上必要な連絡を行う場合は、学校管理下においてのみ行います。

(注1)「SNS等」とは、ソーシャルネットワーキングサービス(LINE、Twitter 等)、学校や企業向けに開発されたファイル共有やコミュニケーションのためのサービス(Google Classroom、Microsoft Teams 等)又は電子メール等、インターネットを介して個人間でメッセージの送受信を行うことのできるサービスをいいます。

- 学校管理下とは次のア又はイの場合をいいます。
 ア 学校が管理し、児童生徒及び教職員に付与されたアカウント(Google Classroom やMicrosoft Teams等)を使用して連絡する場合
 イ あらかじめ校長の許可を得た上で個人のアカウント等により連絡する場合

- ※ いずれの場合も、連絡内容は他の教職員と共有し、児童生徒との1対1でのやり取りは行いません。
 ※ 児童生徒の個人アカウント等の収集に当たっては、児童生徒本人及び保護者の同意を得ることとします。
 ※ 収集した個人アカウント等の情報は外部に流出させることがないように、厳正な管理を徹底し、必要がなくなった場合は確実に削除します。
 ※ 業務上必要のない私的な内容の連絡は行いません。
 ※ 児童生徒からのSNSによる相談等については、個々の事案の内容や児童生徒の特性等に応じ、適切に対応します。

- 学校や教職員個人がSNS等により情報発信する場合は、福岡県教育委員会ソーシャルメディア利用ガイドラインに従います。

福岡県教育委員会ソーシャルメディア利用ガイドライン(抜粋)

4 基本原則

- (1) 職員としての自覚と責任を持って、地方公務員法その他の関係法令及び職員の服務に関する規程等を遵守しなければならない。
- (2) 著作権、個人情報保護などに関する法令を遵守し、他者の権利を侵害することがないように十分に留意しなければならない。
- (3) 正確な情報の発信に努め、その内容について誤解を招かないよう留意しなければならない。
- (4) 発信した情報により、意図せず他人を傷つけたり、誤解を生じさせたりした場合には、誠実に対応するよう努めなければならない。
- (5) 発信した情報に対し攻撃的な反応があった場合には、冷静に対応するよう努めなければならない。
- (6) 一度ネットワーク上に公開された情報は、完全には削除できないことを理解しておかなければならない。

5 禁止事項

次に掲げる内容を含む情報を発信してはならない。

- (1)法令等に違反し、又は違反するおそれのあるもの (2)他者を侮辱又は非難するもの
- (3)人種、信条、性別、社会的身分、門地等について差別し、又は差別を助長させるもの
- (4)虚偽又は事実と異なるもの(5)本県又は本県と利害関係にある者若しくは団体の秘密に関するもの
- (6)本県の権利を侵害する情報や、正当な理由なく他者の権利を侵害するもの
- (7)意思形成過程におけるもの(検討中の素案(県民に広く意見を求める場合を除く。)、それに対する個人的な意見など)
- (8)本県の信用を失墜させるおそれのあるもの (9)その他公序良俗に反するもの